○熊谷市ＰＦＩ事業等審査会条例

令和３年３月30日条例第７号

熊谷市ＰＦＩ事業等審査会条例

（設置）

第１条　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に規定する手法又はこれに類似する手法により実施する同法第２条第２項に規定する公共施設等の整備等に関する事業についての審査を行うため、熊谷市ＰＦＩ事業等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　審査会は、１事業当たり委員10人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(１)　学識経験者

(２)　関係行政機関の職員

（任期）

第３条　委員の任期は、市長が委嘱した日から当該委嘱に係る案件の審査が終了する日までとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第４条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　審査会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審査会の会議は、公開しないものとする。

（意見聴取等）

第６条　審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。